

## ワールドマーケット戦略的開拓事業業務委託企画提案における質問

	質問	回答
1	鹿児島県産和牛の販路開拓において、輸出規制の関係上、県外の認定屠畜場（米国・中東向け）を利用する場合も、本事業の対象（鹿児島県産品）として認められるか。	県外の認定屠畜場を利用して、鹿児島県産和牛を屠畜する場合も対象となります。
2	JV と単独の評価について、仕様書には『調査会社や輸出商社等と連携し』とあるが、共同企業体（JV）を組まずに、単独事業者が海外現地法人や外部専門企業を『事業パートナー』として活用する体制でも、体制面での評価に不利が生じることはないか。	目的を達成するために必要な取組かどうか、事業効果を勘案し、評価しますので、特に不利が生じることはありません。
3	事業採択後、現地の情勢変化により、例えば『リサーチ費』から『輸送費』へ予算配分を変更するなど、項目間の予算流用はどの程度柔軟に認められるか。	予算の範囲であれば、事務局に相談の上、経費執行は柔軟に可能です。
4	受託者の海外現地法人（米国法人）が輸入元となり、現地の倉庫保管や配送を担う場合、その費用を本委託費から支出することは可能か。また、その際の証拠書類は現地法人が発行する領収書で足りるか。	支出可能です。 その際は、証拠書類に加え、本事業の目的を達成するために執行していることが確認できる資料（対象品目リストの輸出が確認できる資料等）を提出してください。
5	ターゲット地域は『米国東部・中南部（西部以外の地域）』とあるが、全米展開を見据えた活動の一環として、西部のバイヤーを中南部の商談会に招聘する、あるいは西部の港を経由して中南部へ陸送する費用などは対象に含まれるか。	目的を達成するために必要な取組であれば、いずれの費用も対象に含めて差し支えありません。
6	ハラール認証等の取得費用について、中東輸出に不可欠なハラール認証の取得や、インド向けの成分分析・ラベル貼り替え等の実費は、本事業の経費（物流構築・試行費等）として認められるか。	目的を達成するために必要な取組であれば、いずれの費用も対象に含めて差し支えありません。
7	令和9年2月頃に開催される Gul food（ドバイ）等の既存展示会に合わせ、現地での個別商談会やプロモーションを集中投下する計画は、本事業の趣旨に合致するか。	目的を達成するために必要な取組であれば、差し支えありません。 なお、一過性の取組となる場合は、趣旨に合致しません。
8	ターゲット地域（インド、中東地域）において、例えば『ドバイとインド』のように複数国をまたいで活動する場合、それぞれの国での成果（輸出額等）を合算して目標設定してもよいか。	インド・中東地域において、新たな商流の開拓や継続的な輸出に繋がる仕組みづくりを目指しているため、目標設定については、それぞれの国ごとに設定してください。

	質問	回答
9	特定の1か国に1つの県産品を拡売するための方法論を徹底的に突き詰めるというアプローチも事業の対象になるか。(例: 米国東海岸向けに鹿児島県産鰹節拡売するための方策を徹底的に突き詰めるといった「1か国1商材」に特化したアプローチ)	<p>事業対象品目を鹿児島県産品全般（鹿児島県内で生産・製造された農林水産物（食品に限る）、加工食品及び工芸品等であること。）としておりますので、対象品目であれば、左記のようなアプローチも当事業の対象となります。</p> <p>ただし、対象国については、</p> <p>①米国東部・中南部（西部以外の地域）</p> <p>②インド、中東地域</p> <p>としておりますので、</p> <p>①であれば、米国東部及び米国中南部</p> <p>②であれば、インド及び中東地域</p> <p>における取組について、それぞれ実施いただく必要があります。</p>
10	事業対象品目で示している「農林水産物（食品に限る）」「加工食品」「工芸品等」について、県が想定している取扱比率（例: 件数・品目数・取扱高等の観点）があるか。	<p>特に想定はありません。</p> <p>目的を達成するために必要な取組かどうか、事業効果を勘案の上、評価します。</p>
11	「工芸品等」について、県として本事業で想定している具体例（例: 品目カテゴリ、ターゲット市場での販売想定がある商材例等）があれば、示してほしい。	<p>特に想定はありません。</p> <p>「工芸品等」については、県のホームページ等を参考にいただければと思います。</p> <p>★伝統的工芸品の県HP★  <a href="https://www.pref.kagoshima.jp/af07/dentoutekikougeihinn.html">https://www.pref.kagoshima.jp/af07/dentoutekikougeihinn.html</a></p> <p>★県内工芸品のパンフレット★  <a href="https://www.pref.kagoshima.jp/af07/documents/88775_20250916182147-1.pdf">https://www.pref.kagoshima.jp/af07/documents/88775_20250916182147-1.pdf</a></p>
12	工芸品等を提案に含める場合の留意点（輸出規制・表示・梱包・輸送上の配慮等）について、県が想定している事項があれば、示してほしい。	<p>特に想定はありません。</p>
13	農林水産物（食品）を中心とした提案を行う場合、畜産・水産（及び必要に応じて農産）の構成比率について、県として意図されている方向性（重点品目・重点分野等）がございましたら、御教示ください。	<p>特に想定はありません。</p>